

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成29年9月22答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 11件

厚生年金保険関係 11件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700115 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700036 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は B 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 59 年 3 月 27 日から同年 5 月 27 日に訂正し、同年 3 月及び同年 4 月の標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

昭和 59 年 3 月 27 日から同年 5 月 27 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 59 年 3 月 27 日から同年 5 月 27 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 3 月 27 日から同年 5 月 27 日まで

私は、昭和 54 年 3 月に A 社に就職し、C 市と D 市で昭和 59 年 5 月まで営業として勤務をしていた。退職金の支給明細書に退社日が昭和 59 年 5 月 26 日と記載されており、また、昭和 56 年の給与明細書では、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険被保険者記録によると、請求者の A 社における離職年月日は昭和 59 年 5 月 26 日と記録されている上、請求者が所持する同社の退職金明細書には、「退社 59. 5. 26」と記載されており、当該退職金明細書に添付されていたとする昭和 59 年 5 月 26 日分の給与明細書によると、請求者に対して同日分の給与が支給されていることから、請求者の退職年月日は昭和 59 年 5 月 26 日であったことが確認できる。

また、B 社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について賃金台帳等の資料を保管していないため不明である旨回答しているものの、請求期間中に A 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失している者は、当該者が同社を退職した昭和 59 年 4 月において、請求者は正社員の営業職として勤務しており、自身より後に退職した旨回答していることから、請求期間において、請求者の勤務形態及び業務内容に変更があった事情はうかがえない。

さらに、請求期間及びその前後 2 年に A 社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した者 14 名 (請求者を除く。) の資格喪失年月日は、いずれも雇用保険被保険者記録の離職年月日と符合しており、同社において、当時、厚生年金保険の資格喪失年月日及び雇用保険の離職年月日を異にする取扱を行っていた状況はみられない。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和59年2月の厚生年金保険の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は昭和59年3月27日から同年5月27日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600318号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1700037号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月28日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成19年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月28日

A社から請求期間に賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与については保険給付の対象とならない記録とされている。

請求期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間に係る賞与について、A社は、賞与の支給が確認できる資料として、総勘定元帳及び賃金データリストを提出し、平成19年12月28日に、請求者に賞与(10万円)を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、A社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者が提出した請求期間の賞与明細書における賞与の支給額は、前述の賃金データリストに記載された賞与の支給額と一致する上、当該賞与明細書において、賞与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

以上のことから、請求者は平成19年12月28日にA社から賞与(10万円)の支給を受け、当該賞与から賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600320号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1700038号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月28日の標準賞与額を9万円に訂正することが必要である。

平成19年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月28日

A社から請求期間に賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与については保険給付の対象とならない記録とされている。

請求期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間に係る賞与について、A社は、賞与の支給が確認できる資料として、総勘定元帳及び賃金データリストを提出し、平成19年12月28日に、請求者に賞与(9万円)を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、A社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者が提出した請求期間の賞与明細書における賞与の支給額は、前述の賃金データリストに記載された賞与の支給額と一致する上、当該賞与明細書において、賞与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

以上のことから、請求者は平成19年12月28日にA社から賞与(9万円)の支給を受け、当該賞与から賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600321号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1700039号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月28日の標準賞与額を18万円に訂正することが必要である。

平成19年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月28日

A社から請求期間に賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与については保険給付の対象とならない記録とされている。

請求期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間に係る賞与について、A社は、賞与の支給が確認できる資料として、総勘定元帳及び賃金データリストを提出し、平成19年12月28日に、請求者に賞与(18万円)を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、A社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者が提出した請求期間の賞与明細書における賞与の支給額は、前述の賃金データリストに記載された賞与の支給額と一致する上、当該賞与明細書において、賞与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

以上のことから、請求者は平成19年12月28日にA社から賞与(18万円)の支給を受け、当該賞与から賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600324号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1700040号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月28日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成19年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月28日

A社から請求期間に賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与については保険給付の対象とならない記録とされている。

請求期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間に係る賞与について、A社は、賞与の支給が確認できる資料として、総勘定元帳及び賃金データリストを提出し、平成19年12月28日に、請求者に賞与(20万円)を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、A社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者が提出した請求期間の賞与明細書における賞与の支給額は、前述の賃金データリストに記載された賞与の支給額と一致する上、当該賞与明細書において、賞与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

以上のことから、請求者は平成19年12月28日にA社から賞与(20万円)の支給を受け、当該賞与から賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600325 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700041 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額を 6 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 12 月 28 日

A 社から請求期間に賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与については保険給付の対象とならない記録とされている。

請求期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間に係る賞与について、A 社は、賞与の支給が確認できる資料として、総勘定元帳及び賃金データリストを提出し、平成 19 年 12 月 28 日に、請求者に賞与 (6 万円) を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、A 社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者が提出した請求期間の賞与明細書における賞与の支給額は、前述の賃金データリストに記載された賞与の支給額と一致する上、当該賞与明細書において、賞与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

以上のことから、請求者は平成 19 年 12 月 28 日に A 社から賞与 (6 万円) の支給を受け、当該賞与から賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600326号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1700042号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月28日の標準賞与額を8万円に訂正することが必要である。

平成19年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月28日

A社から請求期間に賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与については保険給付の対象とならない記録とされている。

請求期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間に係る賞与について、A社は、賞与の支給が確認できる資料として、総勘定元帳及び賃金データリストを提出し、平成19年12月28日に、請求者に賞与(8万円)を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、A社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者が提出した請求期間の賞与明細書における賞与の支給額は、前述の賃金データリストに記載された賞与の支給額と一致する上、当該賞与明細書において、賞与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

以上のことから、請求者は平成19年12月28日にA社から賞与(8万円)の支給を受け、当該賞与から賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600327号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1700043号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月28日の標準賞与額を2万円に訂正することが必要である。

平成19年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月28日

A社から請求期間に賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与については保険給付の対象とならない記録とされている。

請求期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間に係る賞与について、A社は、賞与の支給が確認できる資料として、総勘定元帳及び賃金データリストを提出し、平成19年12月28日に、請求者に賞与(2万円)を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、A社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者が提出した請求期間の賞与明細書における賞与の支給額は、前述の賃金データリストに記載された賞与の支給額と一致する上、当該賞与明細書において、賞与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

以上のことから、請求者は平成19年12月28日にA社から賞与(2万円)の支給を受け、当該賞与から賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600328号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1700044号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月28日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成19年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月28日

A社から請求期間に賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与については保険給付の対象とならない記録とされている。

請求期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間に係る賞与について、A社は、賞与の支給が確認できる資料として、総勘定元帳及び賃金データリストを提出し、平成19年12月28日に、請求者に賞与(20万円)を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、A社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者が提出した請求期間の賞与明細書における賞与の支給額は、前述の賃金データリストに記載された賞与の支給額と一致する上、当該賞与明細書において、賞与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

以上のことから、請求者は平成19年12月28日にA社から賞与(20万円)の支給を受け、当該賞与から賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600329 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700045 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額を 6 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 12 月 28 日

A 社から請求期間に賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与については保険給付の対象とならない記録とされている。

請求期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間に係る賞与について、A 社は、賞与の支給が確認できる資料として、総勘定元帳及び賃金データリストを提出し、平成 19 年 12 月 28 日に、請求者に賞与 (6 万円) を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、A 社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者が提出した請求期間の賞与明細書における賞与の支給額は、前述の賃金データリストに記載された賞与の支給額と一致する上、当該賞与明細書において、賞与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

以上のことから、請求者は平成 19 年 12 月 28 日に A 社から賞与 (6 万円) の支給を受け、当該賞与から賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600330号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1700046号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月28日の標準賞与額を6万円に訂正することが必要である。

平成19年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月28日

A社から請求期間に賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与については保険給付の対象とならない記録とされている。

請求期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間に係る賞与について、A社は、賞与の支給が確認できる資料として、総勘定元帳及び賃金データリストを提出し、平成19年12月28日に、請求者に賞与(6万円)を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、A社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者が提出した請求期間の賞与明細書における賞与の支給額は、前述の賃金データリストに記載された賞与の支給額と一致する上、当該賞与明細書において、賞与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

以上のことから、請求者は平成19年12月28日にA社から賞与(6万円)の支給を受け、当該賞与から賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

[

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700116 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700047 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 7 月 25 日

請求期間当時、A 社から、毎月、給料は 25 日に振り込まれていた。賞与についても同時に支払われていた。

請求期間に係る賞与から厚生年金保険料も控除されていたので、調査の上、賞与を年金記録に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社は、給与の支払日は毎月 25 日、請求期間である平成 15 年 7 月の賞与の支払日は平成 15 年 7 月 4 日であり、請求期間当時、請求者は月割年俸制の対象者のため賞与を支払っていない旨回答している。

なお、A 社が提出した請求者の賞与明細支給表によれば、支給額の欄は空欄とされており、支給合計の欄には「0」と記載されている。

また、請求者が給与及び賞与の振込先であったとする預金口座の取引明細を確認したところ、平成 15 年 7 月 25 日に請求者に対し給与が振り込まれた記録は確認できるものの、賞与が振り込まれた記録はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。